

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)(衆議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設すること。
- 二、秋田大学医療技術短期大学部、筑波大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部を廃止すること。
- 三、沖縄工業高等専門学校を新設すること。
- 四、図書館情報大学の筑波大学への統合及び山梨大学と山梨医科大学との統合による山梨大学の新設に関する規定並びに沖縄工業高等専門学校の新設に関する規定は平成十四年十月一日から、秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十七年四月一日から、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十八年四月一日から施行すること。
- 五、沖縄工業高等専門学校は、平成十六年度から学生を入学させるものとする。